

今回事項の関係について、大臣にお伺いいたします。

○国務大臣（高市早苗君） 電気通信事業法の目的規定でございますが、第一条は、この法律の目的として、電気通信事業の公正な競争の促進や利用者の利益の保護により、電気通信の健全な発達と国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することと定めております。

今回の改正は、外国事業者がサービス提供を拡大している一方で、電気通信事業法の規定に違反した場合の対応が不明確であるということを踏まえ、外国事業者に対する法執行の実効性を強化することによって、国内事業者と外国事業者の公平性の確保、国内利用者の利益の保護を実現しようとするものでございます。

○吉川沙織君 今大臣から、電気通信事業法第一条の規定と今回の外国法人等に対する法執行の実効性の強化という観点、これは共通する言葉が二つございました。公正な競争促進と利用者保護の観点でございます。

近年、外国法人の提供するサービスにおいて、利用者情報の大量の情報漏えいや大規模な通信障害等が発生する等、電気通信事業法の目的に照らして、言うならば外国法人等に対しても、適切な競争環境の確保と利用者保護の観点より外国法人等に対する規律の実効性を強化することは、これ

○吉川沙織君 立憲・国民・新緑風会・社民の吉川沙織でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今日の議題は電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案の審議でございます。及びとって、及び法案として立法院に二本がまとめて一括して提出されております。

今次改正内容は大別して二点ございます。一点目がNTT東西によるユニバーサルサービスの提供における他者設備利用の導入関連、二点目が外国法人等に対する法執行の実効性の強化関連であると考えます。

まず、外国法人等に対する規律の実効性を強化する内容について、電気通信事業法の目的規定と

もう喫緊の課題だと思えます。

ただ、総務省は、二〇一四年、平成二十六年五月十三日の参議院総務委員会においてこう答弁しています。設備が海外に設置された電気通信役務の提供について電気通信事業法は適用できないという見解でした。ただ、今次改正により、国内事業者と同様に電気通信事業法の規律を適用することとしております。

これまでの見解を変更した理由について局長に伺います。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

設備を外国に設置をしてサービスを提供する外国事業者への電気通信事業法の適用に関し、過去の答弁におきましては、国内に拠点を置かない外国法人等を電気通信事業法の規律対象とすることが可能なかという問題、それから、仮に規律対象とできた場合であっても規律の実効性を担保することは可能なかという二つの問題があることから、直ちにこれらの外国法人等に現行法を適用することは難しく、規律が及ばない状態にあるという旨の見解をお示しをしてきたところでございます。

ただ、こうした中、近年、外国事業者の提供するサービスの影響が急激に増大して、国内利用者の利益を保護することが急務となっているという

こと、これに加えて、EUにおきましても、域外の事業者も対象とする新たな法制度が整備されたといったような動向が出てきているところでございます。

こうした動向を踏まえまして、外国から国内に対してサービスを提供する外国事業者への電気通信事業法の適用をめぐる論点につきまして、改めて国内法の原則である属地主義の考え方に基づいて規律対象とすることがまず可能であるとした上で、規律の実効性を担保するための措置を新たに設けることが必要であるとし、法執行の実効性強化のための制度整備を今般行うこととしたものでございます。

○吉川沙織君 二〇一四年の五月十三日の当時の総合通信基盤局長の答弁でも、直ちには難しいけれども、今局長の答弁踏まえて変えたということだと思えます。

今回、これまでも委員会の中でありましてけれども、国内の電気通信事業者が事業法に違反した場合、罰則等により必要な対応ができますが、外国事業者の場合、どのように法を遵守させ、消費者保護の実効性を担保するのが課題だと思います。

これについて、四月十四日の衆議院総務委員会での局長答弁、そして今日の答弁においても、法令等違反行為を行った者の氏名等、つまり法令違

反を行った企業名の公表によって法執行の実効性を強化すると答弁はされているんですけども、果たして、外国法人がその法人名を公表されたところで、本当にそれが社会的制裁、サンクションになるのかどうかというのは、これは法施行後注視していく必要があると思っています。

また、本法案の附則第五条は、法施行後三年の見直し規定を置いています。見直しに際しては、総務省行政評価局が取りまとめている規制の事前評価を踏まえ、改正の効果を測る必要があります。

規制の事前評価書におきましては、外国法人等が我が国の利用者向けに営む電気通信事業の業務が適切に運営されているかを評価するため、総務省等に寄せられている苦情、相談等の状況を確認するものとされています。

先ほども答弁ありました、これまでの見解を総務省が変更した理由の一つに、外国事業者の提供するサービスが我が国利用者に与える影響がこの近年において急激に増大した旨あったことに鑑みますと、外国法人等が営む電気通信事業に関する苦情、相談等の状況を適切に把握し、要すれば法施行後三年の見直しを待たずに規制の在り方を検討する必要があると思うんですけれども、局長、いかがでしょうか。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

外国事業者が営む電気通信事業が利用者の視点から適切に運営されているかという点につきましては、やはり国民、利用者の声が一番重要でございます。総務省、あるいはP I O — N E T、全国消費生活情報ネットワークシステムに寄せられる苦情、相談などの状況を確認をし、分析することなどを通じて評価をしまいたい、これ今もやっておりますけれども、引き続きやってまいりたいと思っております。

その結果、外国事業者に対する規律の在り方につきまして迅速に対応すべき課題が確認された場合には、法施行後三年という見直しを待つことなご検討を迅速に行うなど、適時適切に検討してまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 適時適切に検討していく旨、今局長から答弁ございましたので、そこもすっかり見ていきたいと思えます。

ここからは、今回、大別して、大きく法改正の論点二つあると申し上げましたが、もう一点目のN T T東西によるユニバーサルサービスの提供において他者設備を利用するという、このことについて伺っていききたいと思えます。

電気通信事業法は、公正競争の促進について定めるとともに、競争の補完としての基礎的電気通信業務について定めています。そこで、電気通信事業法第七条及び日本電信電話株式会社等に関する

法律第三条の関係性について局長に伺います。
○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

委員御指摘の電気通信事業法第七条、それからN T T法第三条、このいずれも、国民にとつて不可欠な通信サービスにつきまして、ユニバーサルサービスとしての提供の確保を意図したものでございます。

もう少し具体的に申し上げますと、電気通信事業法第七条は、基礎的電気通信業務、いわゆるユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者に對しまして、当該業務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供に努めるよう求めるものでございますけれども、他方、N T T法第三条は、特に電話に着目をして、国民にとつて基幹的な通信手段であることを踏まえ、N T T東西に對し提供の責務を課すことによりまして、そのあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供を確保しているというものでございます。
○吉川沙織君 今の答弁を踏まえますと、事業法では、固定電話が国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして明記されておりますが、こちらではどの事業者に對してとは明記されていません。他方、日本電信電話株式会社等の法律では、N T T東西にそれを課していることを明記しています。つま

り、これらの事業法第七条とN T T法第三条は強い相関関係にあり、ユニバーサルサービスとしての電話の提供が確保されているということになるかと思えます。

よつて、N T T東西は、電話の業務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与する責務を負っていることとなりますけれども、先ほどから答弁ございましたように、人口は減少して社会環境は変わりましたし、通信手段も多様化しています。

現状どうかといいますと、昨年十二月十七日の情報通信審議会の答申によれば、利用者が極端に少ない等の理由により需要が極めて限定的な山間辺地等、N T T東西が全ての設備を自ら設置することが極めて不経済となり、全国あまねく提供に支障が生じるおそれがあると指摘されていますが、支障が生じるおそれに対する切迫性に對して、大臣の御見解を伺います。

○国務大臣（高市早苗君） N T T東西の加入電話の契約数が近年一貫して減少傾向にございます。今後、人口減、それからサービスの多様化によりまして一層低下していくと想定されます。

一方で、N T T東西の加入電話は、N T T法の規定に基づき、自己の設備による全国提供が義務付けられておりますので、これまで大変な御努力で経営の効率化をしてきていただいたんですけれ

ども、電話線の補修や近年多発している災害によって損傷を受けた電話線の再敷設が大変な負担となるということで大幅な赤字となっております。平成三十年度の加入電話に係る収支は三百六十一億円の赤字となっております。

こうした状況を踏まえますと、低廉な料金による全国提供の維持が困難になるおそれが高まってきていると認識しております。

○吉川沙織君 社会環境の変化、サービスの多様化、それから近年多発する災害復旧においては、全て同じものを引き直しますので、やはりその辺の負担があつて、このままだと難しくなっているという、そういう御答弁だったかと思えます。

よつて、現在は全国あまねく提供が確保されていても、今後、人口減少に伴う加入電話の需要の一層の低下も今御答弁ございましたとおり予想され、将来的に全国あまねく提供が困難となるおそれが残念ながら現実のものとなっております。

では、実際の加入電話、固定加入電話の状況はどうなのかという観点から、加入電話の契約件数の推移について局長に伺いたいと思います。伺うのは、一九九六年、二〇〇六年、二〇一六年、そして直近の契約件数について教えてください。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

加入電話の契約数でございますけれども、一九

九六年、これ平成八年でございますけれども、十一月の約六千六百六十三万契約、ここをピークといまして一貫して減少傾向にございます。以後十年単位で見えますと、二〇〇六年度は約四千万三百万契約、二〇一六年度は約一千八百八十万契約となっております。直近の二〇一九年、昨年の十二月におきましては、ピーク時の約三割であります約一千五百四十五万契約となっております。

○吉川沙織君 今御答弁いただきました、一九九六年十一月は六千六百六十三万契約が、去年十二月時点ではそのピーク時の三割の約一千五百四十五万件であるということが分かりました。減少の一途、加入電話の契約件数は減少の一途をたどっており、今後も人口減少に伴う加入電話需要の一層の低下も避けられず、他方、山間辺地等においても全国あまねく提供義務が課されているため赤字は免れない構造となっております。

先ほど大臣の答弁の中でもお触れになっていたかと思うんですが、改めてNTT東西の固定電話事業の直近の赤字額について局長にお伺いいたします。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

NTT東西の加入電話に係る収支は、二〇一八年度で約三百六十一億円の赤字となっております。

○吉川沙織君 今、三百六十一億円ということでございましたが、NTT東西が提供する加入電話は、先ほどから何度も答弁ございましたように、自己設備、自社設備による提供が義務付けられ、既に赤字は多額発生しております。

現行制度のままでは今後更に赤字が膨らむことは容易に想定できるかと思うんですが、それで認識は、局長、合いますでしょうか。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

加入電話に係る収支については、既に今申し上げたように大幅な赤字となっておりますけれども、委員も御指摘のとおり、人口減少等に伴い需要が更に減少することを踏まえれば、今後赤字幅は拡大していくというふうには総務省としても考えております。

したがって、NTT東西の経済的負担が今後更に増していくことが想定されるため、現行制度を維持した場合には低廉な料金による加入電話の全国提供の維持が困難となるおそれがあると認識しております。

○吉川沙織君 加入件数も減少の一途で、サービスは多様化して、といえは、もう三百六十一億円より更に膨らんでいくことは免れないと思います。

NTT東西につきましては、これまで質問させていただいてきて、その答弁にあったような状況

でして、一九九九年、平成十一年七月一日のNTT再編成直後から大胆な経営効率化が避けては通れない状況に置かれ続けてきました。

そこで、これまでたくさんの方の経営効率化を行ってきているかと思うんですけども、例えばNTT東西における人員面の状況を局長に伺います。
○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

NTT東西におきましては、平成十八年度、二〇〇六年度より平成三十年度、二〇一八年度にかけてまして人員を約十一万人から約五万人に削減するなど、経営の効率化を行ってきているところがございます。

○吉川沙織君 約十一万人から約五万人ということでございます。これ、NTT東日本とNTT西日本、それぞれに分けた二〇〇六年と直近の数字ってそれぞれございますか。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

先ほど申し上げたのは東西トータルの数字でございます。先ほど申しあげたのは東西トータルの数字でございます。先ほど申しあげたのは東西トータルの数字でございます。先ほど申しあげたのは東西トータルの数字でございます。先ほど申しあげたのは東西トータルの数字でございます。先ほど申しあげたのは東西トータルの数字でございます。先ほど申しあげたのは東西トータルの数字でございます。先ほど申しあげたのは東西トータル

○吉川沙織君 人員面、それからほかにも多分業

務の集約ですとか拠点の集約もやってきたかと思うんですけども、つまり現行制度のままでは全国あまねく電話の提供は困難になることから、全てを自社設備でなく他者設備も利用する改正に至ったものではないかと考えます。

現行法の範囲内でもより一層の努力を行ったとしても、自社設備では電話の全国あまねく提供が維持できないからこそこの今改正である理由を局長に伺います。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

NTT東西の加入電話は国民の日常生活や社会経済活動における基幹的な通信手段であることから、NTT法によりNTT東西に対して自己の設備による全国提供を義務付けるとともに、電気通信事業法によりユニバーサルサービスとして位置付け、提供費用の一部を交付金で賄っているところがございます。

先ほど来御答弁申し上げておりますように、NTT東西による経営効率化の取組、これは行われておりますけれども、加入電話については大幅な赤字となっており、今後、人口減少に伴う需要の一層の低下によりましてNTT東西の経済的負担は更に増していくことが想定されるところでございます。このため、現行法に基づく交付金やNTT東西の自助努力だけでは将来的に低廉な料金に

よる加入電話の維持が困難となるおそれが高まっているものと認識をしております。

○吉川沙織君 現行制度のままでは加入電話の維持可能性が極めて難しくなるおそれがあるとされておりますが、では、今回の改正によって固定加入電話の維持可能性は高まることになるのかどうか、大臣の御見解をお伺いいたします。

○国務大臣（高市早苗君） 加入電話の重要性については答弁をいたしました。どうしても維持をしなければならぬと考えております。

今回、自己の設備による提供を義務付けている法律を改正して、他者の、他の電気通信事業者の設備、特に携帯電話網の利用を認めることによつて効率的な提供が可能となりますので、地方も含めた全国におけるユニバーサルサービスの維持が図られると考えております。

○吉川沙織君 維持可能性は高まるということでございますが、今次改正で、全てNTT東西の自社設備、自己設備ではなく一部他者設備を活用することとなりますが、この範囲、範囲については、条文を見ますと、総務省令に委ねられることになりません。

これまでも、この総務委員会でもそれ以外の委員会でもそうでしたけれども、立法府の立場にある者の一人として、そして質疑に臨むスタンスとして、政令や省令に委任する事項、その内容につ

す。

今回は、NTT法におきまして他者設備の利用を認めるということにするわけでございますが、先ほども御議論がございましたように、他の携帯電話事業者のネットワークを使うということになってまいります。その場合、エンドエンド、トータルでの品質基準というものを定める必要がございます。このトータルでの品質基準は、電気通信事業法の技術基準、こちらの方で新たに規定をすることになるわけでございます。

したがいまして、NTT法の改正に併せまして、技術基準というものをブリッジして電気通信事業法を併せて改正をしないといけないということでございますので、二つの法律を及び法として今回改正をするに至った次第でございます。

○吉川沙織君 及び法にした理由としては、他者設備の利用に係って、技術基準の方が電気通信事業法に係っていて、他者設備の利用を認めるものがNTT法に係っているから、それが合致するので及び法にしたということでございますが、今回の法改正のポイント、もう一点ございます。

外国法人等の法執行の実効性の強化を担保するための規律の強化でございますけれども、これは実はその電気通信事業法の中だけで完結するものかと思いますので、法律の見え方、国会の場での法案が審議をされて、どういう内容が変わって

いくのかといったときに、そういった点も明らかにしながら議論していくことが私は大切ではないかと思えます。ですので、政省令で何が定められていくのか、その過程も含めて見ていきたいと思えます。

現行制度のままでは更なる赤字の増大と固定電話のユニバーサルサービスの維持が極めて困難になっていくという御答弁、これまでも何度もいただきましたけれども、では、今次改正において、NTT東西の固定電話事業の収支改善の見通しというのはある程度立っているのでしょうか、局長にお伺いいたします。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

今次改正によって提供可能となりますワイヤレス固定電話の普及状況にもよりまずけれども、NTTの試算によりますと、メタル回線の補修や再敷設などの費用につきまして、ワイヤレス固定電話の提供開始から十年目の段階で、時点で年間三十億から四十億円程度の負担軽減効果が見込まれておりまして、総務省としても相応の効果があるものと見込んでいるところでございます。

○吉川沙織君 では、大臣に伺います。

今回の改正によって、国民の皆様、利用者の皆様にとってはどのような効果が見込まれるか、教えてください。

○国務大臣（高市早苗君） 一つは、御高齢の皆様の利用、加入電話、非常に多うございますし、また緊急通報での利用頻度も高うございます。この加入電話について、地方も含めた日本全国において低廉で安定的なサービスが提供できる、この維持できるということに寄与できるということが一つでございます。

もう一つは、これまでも災害が起きたときの加入電話の復旧に掛かった期間というのが非常に長かったんですけれども、携帯電話回線の利用が可能になることから、復旧日数が減少するといったことがメリットであると思えます。

○吉川沙織君 今大臣から、維持可能性が高まり、国民、利用者の皆様にとってもいいことだという趣旨の答弁並びに災害時の復旧についても言及がございました。

そこで、災害の復旧の要した日数について局長にお伺いしたいと思います。

昨年、台風十五号、大きな被害出ました。この台風で、通信もそうですし、電力もそうです、大きな損傷を受けました。皆さん、現場で物すごく努力していただいて、それぞれの公共的なインフラ復旧していただいたわけですけれども、例えばそのときの復旧、固定電話と携帯電話に復旧に要した期間、それぞれを教えてください。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

す。

昨年の台風十五号におきまして、固定電話は復旧に約一か月を要したのに対しまして、携帯電話につきましては約十日でエリア復旧をしたということでございます。

○吉川沙織君 今回の改正によって、災害時の、まあ一時利用ですけれども、それとあと、サービスが多様化する中でこのままでは維持ができなくなるといった観点で、国民、利用者の皆様にとって良いのであればちゃんと見ていきたいと思いますが、一方で、公正な競争環境というのは担保していかなければいけないと思います。

さつきから、大臣の答弁で二回ほど、ユニバーサルサービスの在り方について先月から総務省の中で検討をされている旨、御発言あったような気がしました。

そこで、局長に伺います。

総務省が考える国民生活に不可欠なユニバーサルサービスは電気通信分野以外で何があるか、教えてください。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

いわゆるあまねくサービスというものは、地理的格差なく均質なサービスが提供されるというものでございますけれども、通信以外にも、例えば電力ですとかそれから郵便、こういった分野が例

として挙げられようかと思えます。

○吉川沙織君 大臣がさつき答弁で引用されたやつは多分先月の四月三日のユニバーサルサービスの今後の在り方を考える何かの研究会だと思っておりますけど、総務省が初めて「電気通信以外の分野の「ユニバーサルサービス」について」という資料をお示しになっておられるのは、去年の一月三十日、情報通信審議会電気通信事業政策部会・電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会第四回、配布資料四の一、八ページに書いてあって、今局長は電力と郵便だけ、たまたまですけどおっしゃいましたが、ここに、電力、郵便、放送、水道、ガス、鉄道、そして電気通信と書いてあるんですけど、それでよろしいですか。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

大変失礼をいたしました。今委員御指摘のとおり、放送、郵便、水道、電力、ガス、鉄道というふうに今委員御指摘の資料には記載がされているところでございます。

○吉川沙織君 電力や郵便など電気通信以外の公共的なサービスについても、国民生活への不可欠性等を踏まえ、サービス提供上の適正性、公平性の確保や地域間格差の是正に関する規律設けられていますけれども、今後、これまでも議論ござい

ましたように、人口減少、労働力減少、過疎化等により社会構造はこれからもまだまだ変化することが見込まれます。それに伴って公共インフラの在り方も変化していくことが予想されることとなります。

今後の社会経済構造の変化に応じた電気通信を始めとする公共的なサービスの在り方については、しっかりと多角的に議論した上で検討していく必要があるであろうということを指摘申し上げます。私の質問を終わります。ありがとうございました。